

調査事項

在留許可のない外国人住民に対する公共サービスの提供について

① 在留許可のない外国人住民に対して、公共サービスを提供しているか。

回答①

英国で公共サービスを受けるには、基本的に移民法の要件を満たして在留している必要があります。外国人が長期滞在する場合、まずはじめに英国国境局が管理するビザを取得しなければなりません。法的に有効なビザを有しない住民は不法滞在と見なされ、国外に退去しなければならず、公共サービスを受ける資格はありません（ただし難民申請をしている者は、申請中は公共サービスを受けることができるなどの例外あり）。

一方、実際の運用においては、英国には住民登録制度がないことや、子供の保護については別途法的な義務があることなどから、合法的に滞在しているとは言えない者であっても公共サービスを受けられる場合があるという実態もあります。地方自治体の提供する基礎的なサービスなどを受ける場合には、地方自治体の裁量によりサービスを受けられる場合もあります。

ただし、内務省は、公共サービスの提供について抜き打ち検査を行う職員を雇用しており、不法に公共サービスの提供を受けていることが発覚した場合には国外退去となる可能性があります。

② 「提供している」場合、どこが（国か地方自治体か）、どのような公共サービスを提供しているか。

回答②

(1) 医療サービス

医療に関しては、保健省が所管する NHS（国民医療サービス）の仕組みを通じて各医療機関により提供されます。

有効な滞在資格（ビザやパスポート番号等）を示し、居住地の初期医療トラストへ登録してあれば無償で利用できる一方、不法滞在者人や滞在許可のない者（一時滞在ビザ等）は、本来医療費の全額を支払わなければなりません。

しかしながら、実際の運用は病院や医師の判断によりまちまちであり、登録していない移民が、人権法に基づいて訴訟を起こすと脅して、無償でサービスを受けたケースがあるとの報道もあります。

参照：医療サービスについて

<http://www.dh.gov.uk/en/Healthcare/Entitlementsandcharges/OverseasVisitors/index.htm>

(2) 学校教育や子供の福祉に係るサービス

地方自治体が提供しています。移民など親の地位にかかわらず、子供の福祉は守る義務があるとされており、例えば 16 歳未満の子供は親が不法移民であったとしても、退去の時まで学校に入る資格を有します。

③ 公共サービスを受けるために、在留許可のない外国住民は、何か資格、要件を満たすことが必要か。

回答③

実際の運用はともかく、法的にはあくまで合法的な滞在許可が要件であるため、それ以外の何らかの資格・要件を満たすことにより公共サービスを受けることができるといった仕組みはありません。

